

中央合同庁舎第4号館  
(復興庁、財務省、内閣府他)

総理大臣官邸

中央合同庁舎第2号館  
(総務省、警察庁、消防庁他)中央合同庁舎第1号館  
(農林水産省、林野庁、水産庁)中央合同庁舎第5号館  
(環境省、厚生労働省)中央合同庁舎第6号館  
(法務省他)中央合同庁舎第3号館  
(国土交通省、海上保安庁)

経済産業省総合庁舎



外務省

中央合同庁舎第8号館  
(内閣官房、内閣府)

環境省作成

2025年5月に決定した福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針において、復興再生利用に対する国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、政府が率先して先行事例の創出等に取り組むこととされています。

復興再生利用の基準を策定してから最初の案件として、総理大臣官邸前庭での復興再生利用を2025年7月に施工しました。施工前後の空間線量率については、施工前は $0.07 \sim 0.10 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 、施工後は $0.11 \mu\text{Sv}/\text{時}$ （2026年1月9日測定）であり、これは人体への影響を無視できるレベルの線量です。

また、2025年9月より霞が関の中央官庁の花壇等において復興再生利用を行い、同年10月までに全9か所の施工を完了しました。施工前後の空間線量率について、例えば中央合同庁舎5号館では、施工前は $0.06 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 、施工後は $0.09 \mu\text{Sv}/\text{時}$ （2026年1月9日測定）であり、いずれの箇所においても、総理大臣官邸と同様、人体への影響を無視できるレベルの線量となっています。

これらの復興再生利用事例については、ふくしま復興フェア、こども霞が関デー等のイベントの機会を捉え、理解醸成に活用してまいります。

各施工場所における空間線量率のモニタリング結果は、下記HPに掲載しています。

<https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/recycling/fukkosaiseiriyo/monitoring/>

本資料への収録日：2026年3月31日